調査の対象となる方へ

市では、災害時における自宅からの避難等に支援が必要な方を把握し、災害時の適切な支援につなげるため、**「要支援者名簿」**を作成しています。

また、対象となる**ご本人の同意**により、平常時から避難支援関係者に名簿の情報を提供します。なお、同意が得られなかった方についても、災害発生時に生命または身体を保護するために必要な場合には情報を提供します。

1 要支援者（名簿登録対象者）とは

次の（1）から（5）のいずれかに該当する方のうち、災害時に自宅から自力で避難することが困難な方を要支援者といいます。

なお、施設入所等で自宅にいない方や自力で避難できる方は除きます。

（1）75歳以上のみ世帯の方

（2）要介護度3以上の介護認定を受けている方

（3）次のいずれかの手帳の交付を受けている方

・身体障害者手帳のうち肢体不自由、視覚、聴覚の1級または 2 級

・精神障害者保健福祉手帳のうち1級または2級

・療育手帳 A

（4）次のいずれかの受給者証の交付を受けている方

・特定医療費（指定難病）受給者証

・小児慢性特定疾病医療受給者証

（5）上記に準じた状態で、自ら要支援者であることを申し出た方

2 避難支援関係者とは

市から要支援者名簿の提供を受ける避難支援関係者は次のとおりです。

① 消防本部・消防署　② 警察署　③ 民生委員　④ 市社会福祉協議会
⑤ 福祉関係者　⑥ 自主防災組織　⑦ 自治会・町内会等

3 避難支援関係者へ提供する名簿情報

名簿に掲載する情報は次のとおりです。

① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所または居所 ⑤ 電話番号などの連絡先
⑥ 避難支援を必要とする理由　⑦ 避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

（ウラ面もあります）

4 登録のイメージ

要支援者名簿に登録された場合、避難支援関係者と情報が共有され、災害時の支援体制の構築に役立てられます。

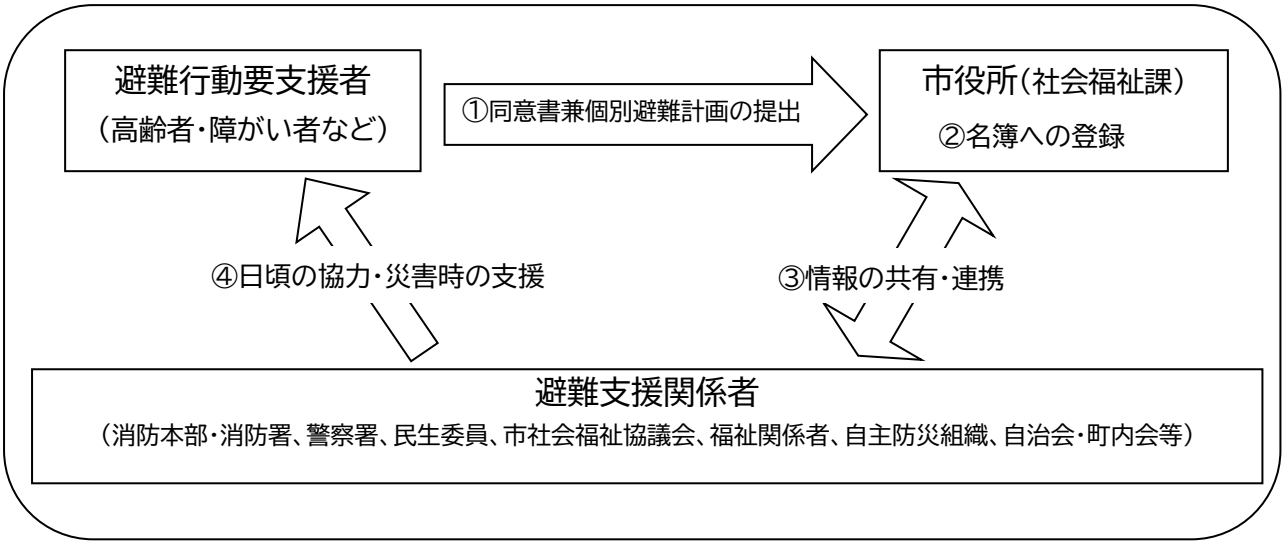

5 要支援者の方やその御家族へ

（1）自宅から安全な場所や避難場所・避難所までの経路を確認し、注意すべき場所や目印となるものを知っておきましょう。

（2）避難をお手伝いしてくれる地域の方との連絡方法を確認しておきましょう。

（3）自分たちでできること・できないこと、必要な支援などについて地域の方に的確に伝え、避難のお手伝いなどを積極的に依頼しましょう。

6 ご留意いただきたいこと

（1）避難のお手伝いをする方は、自身や家族の安全を確保した上で、できる範囲の支援を行います。これは、法的な責任や義務を負うものではありません。

（2）そのため、要支援者名簿への登録は避難支援を約束するものではありません。

（3）個人情報は、市及び避難支援関係者において適正に管理し、避難支援に関わる目的にのみ使用します。

（4）同意・不同意の意思は、変更の申し出があるまで継続されるものとします。

（5）この調査は数年に 1 度行う予定ですが、状況が変わった場合には、下記の問合せ先までご連絡ください。

問合せ先　大仙市社会福祉課地域福祉班
電話 0187-63-1111（内線162）